選択的夫婦別姓制度の導入を求める理事長声明

１　民法第７５０条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務づけており、婚姻後において、夫婦がそれぞれ婚姻前の姓を称することを認めていない。そのため、婚姻しようとする者の双方が姓の変更を望まないような場合には、一方当事者に姓の変更を強制するか、そもそも婚姻自体を断念させることになるもので、当事者の自律的な意思決定を著しく阻害することになる。

２　氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものであるから、「氏名の変更を強制されない自由」は憲法第１３条の人格権として保障されるべきである。そして、「婚姻の自由」が憲法第１３条の自己決定権として保障されることに鑑みれば、婚姻しようとする者のいずれか一方は姓の変更を余儀なくされることとなる民法第７５０条の規定は、婚姻によって姓の変更を望まない当事者の人権を不当に制限するものであり、憲法第１３条に反するものといえる。

３　また、婚姻に際して双方が同姓となるか、別姓を維持するかについては、個人の生き方に関わるものであり、憲法第１４条第１項後段の「信条」に当たるところ、婚姻において夫婦同姓を義務付ける民法第７５０条は、婚姻によって姓の変更を望まない当事者には法律上の婚姻を認めず、その法的効果を享受させないものであり、信条によって差別的な取り扱いをするものであるから、憲法第１４条第１項に反するものともいえる。

４　そして、憲法第２４条第１項は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第２項は婚姻等に関する事項について「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」として、憲法第１３条及び第１４条第１項の趣旨を反映した、婚姻における人格的自律権の尊重と両性の本質的平等の保障を定めているが、民法第７５０条は婚姻の自由に「夫婦同姓」という制限を加重している。

その結果、現実には、新たに婚姻する夫婦の約９５パーセントにおいて女性の方が姓を変更しているという実態がある（２０２１年厚生労働省人口動態調査)。これは、日本国憲法の制定によって「家」制度は廃止されたものの、未だ家父長的な家族観・婚姻観が根強い圧力として作用し、残存しているため、多くの女性が事実上、姓の変更を求められているという平等侵害を生み出し、婚姻における両性の本質的平等が侵害されている現れといえる。

５　このように、民法第７５０条は、憲法第１３条、第１４条および第２４条に反し、人権侵害をもたらすものであるから、これを直ちに改正し、婚姻においては、姓を同じくするか、それぞれの姓を維持するか、選択できるものとする「選択的夫婦別姓制度」が導入されるべきである。

６　民法第７５０条は、日本国憲法に反するだけでなく、国際規約にも反するものである。

すなわち、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、婚姻における差別の撤廃や平等を定め、いずれも婚姻において自己の姓を選択できる権利を保障すべく、適切な措置をとることを締約国に義務づけている。その上で、国連女性差別撤廃委員会は、過去複数回にわたり、日本に対して、民法第７５０条を改正し選択的夫婦別姓制度を導入するよう勧告しており、２０２４年（令和６年）１０　月２９日には、４度目となる勧告が発表された。実際、世界各国の婚姻制度において、夫婦同姓が法律で義務付けられているのは日本以外に見当たらず、速やかな法改正が求められるところである。

７　日本においても、１９９６年（平成８年）２月に、法制審議会によって選択的夫婦別姓制度を導入する答申がなされたが、その後、具体的な制度実現に至らず、既に３０年近くが経過して今日に至っている。

また、２０１５年（平成２７年）１２月１６日最高裁判決、２０２１年（令和３年）６月２３日最高裁決定は、結論こそ民法第７５０条を合憲としたものの、婚姻における夫婦同姓を義務づけることを積極的に容認したものではなく、むしろ、夫婦の姓に関する制度の在り方について、国会における議論の促進を期待したものと評価される。

８　選択的夫婦別姓制度の導入に対しては、いわゆる「通称使用」の範囲を拡大して法制化することによって、婚姻による姓の変更に基づく生活上の不利益は解消される、という指摘がある。

しかし、旧姓の通称使用を法制化することでは、人権問題として本質的な解決が導かれるわけではない。「通称使用」の法制化は、戸籍上の氏と通称との関係をあいまいにし、同一性証明における様々な煩雑さが残存する可能性があるうえ、ダブルネームによって不正を疑われるリスクも生じうる。また、仮に、旅券（パスポート）などに旧姓の通称使用を可能とするための措置を講じ、IC チップに通称（旧姓）のみを登録し、ビザの取得や航空券購入、出入国審査等も通称のみに法的効果を与えるような法制化をするのであれば、もはや「通称」ではなく「（戸籍上の）本名」として婚姻前の旧姓を法的に認めればよいのである。

「通称使用」の煩雑さやリスクと、それにともなう精神的苦痛に鑑みれば、通称使用には自ずと限界があり、２０２４年（令和６年）６月の一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）による提言においても、契約手続、キャリア形成、海外渡航等において具体的に弊害が生じる場面が例示された上で、「政府には、通称使用による課題を解消し、夫・妻各々が、希望すれば、生まれ持った姓を戸籍上の姓として名乗り続けることができる制度の早期実現を求めたい。」との要望が示されている。

９　民法第７５０条を改正し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見表明は、日本弁護士連合会のみならず、近畿弁護士会連合会を構成する各弁護士会においても、それぞれ同意見の会長声明等を発出しているところであるが、民法第７５０条がもたらす人権侵害や国際規約違反の重大さ、国際社会の潮流、社会的要請に鑑み、国民の関心と積極的な賛同意見が高まっている今、あらためて当連合会として、民法第７５０条を改正し、選択的夫婦別姓制度の導入を強く求める。

２０２５年（令和７年）５月２２日
近畿弁護士会連合会
理事長　　福　田　健　次